

定例会議会議録

開催日時	令和3年8月4日（水）午前10時00分～午後1時15分
開催場所	大会議室、特別会議室
区分	『全体会議』議題・要旨
【報告事項】	<p>1 令和3年上半期の相談・苦情取扱状況</p> <p>総務部長から、「相談取扱状況（暫定値）について、相談受理件数は3万3,400件（前年同期比+2,108件）であった。相談内訳は、生活安全関係が2万4,199件と最も多く、次いで刑事関係5,190件、交通関係2,918件となっている。また、新型コロナウイルス感染症関係の相談は、1,151件であり、そのうち、家庭内トラブルのものが最も多くなっている。</p> <p>苦情取扱状況について、苦情受理件数は54件（同一29件）であり、そのうち、公安委員会に対する苦情受理件数は14件（同+10件）、警察に対する苦情受理件数は40件（同一39件）であった。</p> <p>なお、警察官の職務執行等に問題があったため「不適切」と判断したものは、処理済36件のうち5件である。</p> <p>今後とも、余計な一言や足りない説明に注意し、真摯な態度の保持に努め、不適切要因の排除を図るよう指導を継続していく。」旨の報告があった。</p> <p>2 障害者である職員の任免状況等の公表について</p> <p>警務部長から、「障害者雇用率については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、毎年6月1日現在の数値を厚生労働省へ通報するとともに、その内容について公表している。警察本部における現在の法定雇用率は2.60パーセントと定められているが、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が655.0人、雇用障害者の実数12人、実雇用率は2.67パーセントとなっており、法定雇用率を満たしている状況である。</p> <p>なお、法の定めにより、基礎となる職員数は、再任用職員を含む一般職員及び会計年度任用職員であり、警察官及び特別職非常勤職員は含まれない。また、短時間勤務職員は1人を0.5人として換算することとされている。障害者の数については、実人数の12人を法に基づく区分により換算した結果の数値である、17.5人として計算を行っている。</p> <p>今後は、障害者である職員の任免状況及びについて、文教警察委員会での報告を行うほか、県警ホームページにおいても公表する予定である。」旨の報告があった。</p> <p>委員：障害者の活躍に向けた取組の障害者を対象とした職員の採用選考考査の時期について、県の職員として県警独自で決定することは難しいと理解しているが、出来るだけ優秀な障害者を確保出来るよう、その時期について早め実施出来るよう県警側から申し入れる機会があれば、申し入れを検討していただきたい。</p> <p>警務部長：今後、検討したい。</p> <p>3 監察の実施状況について（令和3年度第1四半期）</p> <p>首席監察官から、「東北管区警察局による監察を、6月28日から6月30日までの間、「交番・駐在所における受傷事故防止対策及び非違事案防止対策の推進状況」の監察項目について、本部5所属、警察署2箇所が受監している。指摘事項等はなく、受傷事故防止対策に適正に取り組んでいるとの評価を得た。随時監察の実施状況については、期間中に4警察署、58交番・駐在所を対象に随時監察を実施した。総じて結果は良好であったが、一部に執務室の簿冊の整理が不十分である等の点が認められたため、所属に連絡し必要な改善を図った。また、部門別監察官等による業務指導の実施については、5月下旬から8</p>

月上旬の日程で実施し、その結果を踏まえ第3四半期の総合監察を実施する予定である。

第2四半期の取組として、交番・駐在所に対する随時監察に加え、本部所属に対する業務指導を実施中であり、警察署職員による非違事案の発生を踏まえ、引き続き非違事案防止対策に取り組んでいく。」旨の報告があった。

4 令和3年上半期における少年非行概況について

生活安全部長から、「非行少年の検挙・補導数は年々減少しているが、令和3年6月末現在は113人（前年同期比－90人）となっており、非行少年のうち刑法に触れた83人を罪種別で見ると、窃盗犯や粗暴犯が多くなっている。不良行為少年の補導数については、同年6月末現在は1,662人（同＋43人）となっている。不良行為少年の行為別では深夜はいかいが最も多く、次いで不健全娯楽となっている。非行少年の特徴として、刑法犯少年の再犯者率は全国平均とほぼ同じ34.4%（同＋3.0ポイント）であった。

少年非行防止対策として、コロナウイルス感染予防対策を徹底し、少年警察ボランティアと連携した非行防止に向けた街頭キャンペーンの実施やリーフレットの配布活動等を行っている。また、各警察署毎に設置している学校警察連絡協議会を通じて各学校と情報交換を行うとともに非行防止教室を開催している。スクールサポーターについては6月末現在で11校に対し派遣をしている状況である。再犯者率が増加している状況であることから、継続補導・立ち直り支援の活動取組を一層強化していく。」旨の報告があった。

委員：非行少年が減少傾向との報告であったが、減少している理由についてはどのように分析しているのか。

生活安全部長：少年を取り巻く環境の変化により、インターネット空間での遊びが増加することで、自転車盗やオートバイ盗等が減少している。生活スタイルの変化も影響しているが、これまでの民間ボランティア等と連携した非行防止対策の成果が出ていると考える。

5 少年法の改正概要について

生活安全部長から、「令和3年5月28日、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化を踏まえ、18歳及び19歳の者（以下「特定少年」という。）について、少年法の適用において特例規定を整備する等の措置を講じるため、「少年法等の一部を改正する法律」が公布され、少年法（昭和23年法律第168号）が改正（以下「改正法」という。）された。改正の要点は、

(1) 保護事件の特例

ア 特定少年の被疑事件の送致（付）先

特定少年被疑事件については、法第40条の規定により一般の例によることとされ、刑事訴訟法に基づき、これを全て検察官に送致（付）することとなる

イ ぐ犯に係る保護事件

特定少年の保護事件について、ぐ犯をその対象から除外することとされた

ウ 原則逆送対象事件

特定少年の保護事件について、原則逆送対象事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、犯行時特定少年に係るものを加えることとされた

(2) 刑事事件の特例

特定少年について、検察官送致の決定がされた後の刑事事件の特例に関する規定は、原則として適用しないこととされた

(3) 記事等の掲載の禁止の特例

特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続きによる場合を除き、記事等の掲載の禁止に係る法の規定を適用しないこととされた

である。施行期日は、令和4年4月1日となる。今後の県警の対応として、警察職員に対する指導教養、少年警察活動規程等の改正及び少年補導員等少年警察ボランティアへの説明を行う。」旨の報告があった。

6 仙台七夕まつり等の警備概要について

地域部長から、「令和3年8月5日に、七夕花火祭が実施される予定であり、本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、無観客開催、時間及び場所を非公表とし、分散・縮小開催となる見込みであるが、一定の人出を想定し、関係警察署と主催者側と連携し警備を実施する。七夕まつりについては、例年どおり令和3年8月6日から3日間実施予定であるが、例年より開催時間を短縮し、七夕飾り掲出数を縮小、イベントの中止等により規模が縮小となる。主催者発表の人出予想者数が例年の四分の一ではあるが、実施期間が休日と重なることや東京オリンピックの開放感から予想より人出は多くなると想定し、警察における警備については、例年と同規模の警備体制とする。引き続き、主催者側と連携を密に行い、雑踏警備に努めていく。」旨の報告があった。

7 上半期における通信指令業務について

地域部長から、「令和3年上半期における110番通報受理状況については、52,467件（前年同期比+1,441件）である。通報内訳として、「物件事故」、「変死」、「暴走族情報」、「行方不明者通報」が増加し、「粗暴犯」、「窃盗」及び「泥酔者保護」の通報は減少した。警察署別受理状況では、仙台北署、仙台東署及び仙台南署の順に多く、仙台市内6警察署で総受理件数の約6割を占めている。新型コロナウイルス感染症に関係した通報受理件数は、40件（同一62件）で昨年より大幅に減少している。内訳は、「時短営業要請に反する通報」が最も多く、次いで「迷惑行為」、「けんか・口論」、「家庭内トラブル」となっている。

下半期の通信指令業務に向け、適正な運用を推進していく。」旨の報告があった。

8 東京2020大会サッカー競技警備結果について

警備部長から、「宮城県において、7月21日から7月31日の間の6日間、2020年東京オリンピック競技大会のサッカー競技10試合が実施され、宮城県警として一日あたり約1,200人体制の警備を実施した。観客の入場上限1万人に対し、最多5,548人、最少1,326人の観客数であった。期間中は逮捕事案や大きなトラブルの発生はなく、警備を完遂することが出来た。今回の警備を通じ、各部隊で様々な教訓が得られたことから、それらを集約し今後の警備に活かしていく。」旨の報告があった。

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』
【 決 裁 事 項 】	<p>1 宮城県個人情報保護審査会への諮問について 総務課企画官から、開示請求却下の決定に係る審査請求に対する宮城県個人情報保護審査会への諮問について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>2 審査請求書の受理及び不適法による請求却下裁決について 総務課企画官から、令和3年4月26日付け行政文書部分開示決定に対する審査請求について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>3 宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正等について 情報管理課調査官から、「行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例」の一部が改正され、題名の修正等の所要の改正等を行う。施行年月日は、</p>

令和3年9月1日である。」旨の説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。

4 県議会への犯罪被害者支援施策の報告等について

犯罪被害者支援室長から、「宮城県犯罪被害者支援推進計画に基づき令和2年度中に実施された主な支援施策は、仙台市市民局協働まちづくり推進部男女共同参画課による性暴力被害者のためのカウンセリングに係る広報カードの作成や仙台地方検察庁による司法修習生等を対象とした宮城県警察犯罪被害者支援室心理専門官による講義の実施等である。令和3年度の主な支援実施計画としては、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るため、遺体搬送費用等の公費負担制度要領を一部改正する予定である。一連の内容を、次期県議会（9月定例会）に文書により報告する。さらに、警察本部ホームページへの掲載と県政情報センター及び宮城県図書館等へ備付けることで、広く県民に公表を予定している。」旨の説明があり、審議の上、了承された。

5 風俗営業者に対する営業停止命令に係る聴聞の実施について

生活安全企画課管理官から、風俗営業者に対する営業停止命令に係る聴聞の実施について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。

6 銃砲所持許可申請の不許可について

生活安全企画課管理官から、銃砲（空気銃）所持許可申請者に対する各種調査の結果、銃砲刀剣類所持等取締法に規定する欠格事由に該当することから、不許可とすることについて説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。

7 地域安全活動推進委員の辞職承認について

交通事故総合分析室長から、仙台北地区の地域交通安全活動推進委員の辞職承認について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。

8 個人情報非訂正決定通知案について

公安委員会補佐室長から、公安委員会苦情に係る個人情報訂正請求の個人情報非訂正決定通知案について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。

9 個人情報非利用停止決定通知案について

公安委員会補佐室長から、公安委員会苦情に係る個人情報利用停止請求の個人情報非利用停止決定通知案について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。

10 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等

交通聴聞官から、運転免許取消処分に係る意見の聴取等の結果、20件の報告と説明がなされ、審議の上、量定が行われた。

【報告事項】

1 監察の実施状況について（令和3年第2四半期）

上席監察官から、令和3年第2四半期における監察の実施状況について、報告があった。

2 生活安全関係許可等状況及び行政処分実施状況（令和3年6月末現在）

生活安全企画課管理官から、令和3年6月末現在における生活安全関係許可等状況及び行政処分実施状況について、報告があった。

3 個人情報訂正請求書の受理について

公安委員会補佐室長から、公安委員会苦情に係る個人情報訂正請求書の受理について、報告があった。

4 個人情報利用停止請求書の受理について

公安委員会補佐室長から、公安委員会苦情に係る個人情報利用停止請求書の受理について、報告があった。